

## 赤穂市子ども・子育て支援事業計画の 中間年の見直しについて

### 1. 計画の見直しについて

市町村子ども・子育て支援事業計画は、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成二十六年内閣府告示第百五十九号。以下「基本指針」という。)において、①法の施行後、教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合、②地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望が、量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要とされる。

このため、市町村は、教育・保育給付認定の状況を踏まえ、計画期間(令和2年～6年度)の中間年(令和4年度)を目安として、必要な場合に、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこととなる。

### 2. 中間年の見直しのための考え方について

令和4年3月18日付内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)事務連絡により、市町村において計画期間の見直しを行うための考え方を示すものとして、見直しの方法、留意点等が示された。

### 3. 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保方策の見直し

「実績値」と計画における「量の見込み」(必要利用定員総数)と比較し、10%以上の乖離がある場合は、原則として見直しが必要とし、要因分析、見直し作業を行うこととする。

$$\text{※ } \frac{\text{実績値}}{\text{量の見込み}} \leq 90\% \text{ 又は } \frac{\text{実績値}}{\text{量の見込み}} \geq 110\%$$

### 4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直し

必要に応じ、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の見直し及び提供体制の確保の内容の変更を行うこととする。

- 放課後児童クラブについて、利用の申込みや登録児童・待機児童の実績値の分析に加え、地域の実態に応じ、今後、量の見込みを大きく変動させ得る要因の動向の分析を踏まえ、見直しを行う。
- 延長保育事業、病児保育事業について、保育所等の整備量の拡大に応じ、見直しを行う。
- 一時預かり事業について、事業を行う幼稚園の拡大や、利用実績等から予測される利用する家庭類型の割合、実際の利用状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。
- 上記以外の地域子ども・子育て支援事業についても、事業の実施状況や利用状況等に照らし、必要に応じて見直しを行う。